

ジヨルジュ・シュヴリエ

「債務におけるコードの歴史に関する試論」（六）

岸上晴典秀

第二部 教会法学者の学説におけるコード

(P. 140)

一三世紀前半に教会法がコーディ理論から借用したのは、ローマ法の技法である。しかし、教会法がこのなじみのない法源を用いたとしても、その規定を詳細に写すとか、その精神を取り入れるまでは至らなかつた。

教会法は、ローマ法学者のその制度、すなわちそこでは教会の裁判管轄内で直面した実務上の困難さに対する解答が発見できたのだが、それに賛同する前に、教父（初期教会神学者）(Pères de l'Église) の著作の中に萌芽として含まれていた道徳原理に導かれている。教父はそのあぶなっかしい性急さに

注意し、誤った約束の実現よりもその不履行を勧めた。それ故、教会法学者は、全く別の根拠であるけれども、ローマ法学者が不法なコードや恥辱的なコードに対する約束の無効を引き出した効果の一部を取り入れている。眞の債務として認められながら、道徳的罪をもたらす合意を履行しないその裁量権は必然的にあまりに広く出現した。従つて、その適用は、誓いのような非世俗的な行為に限定されるであろう。一般的な合意には、ローマ法の解決策が普及した。すなわち、債務関係は一定の手続きに従つてまた市民法によって規定された無効の事例で緩和され得るにすぎない。

かような契約当事者の保護は、グレゴリウス九世の教令によって承認されたコード概念の導入により強められた。従つて、裁

判官は、その目的を十分に見いだせない一つの場合、すなわち疑わしいもしくは単に曖昧な意思の合致を禁じている。もはやローマとは違う世界に移されたその概念は、非常に新しい性質を有していたので、それが教会法の発見として普及した。コーズは、ローマ法の制度では形式証書や証拠証書の要素への矯正にすぎなかつた。コーズは、一三世紀の終わりから一四世紀全体にかけて、教会法学者のもとで債務を示す单纯約束の真の基礎となつた。しかしながら、その信じ難い拡張が宣誓の形態で存続した抽象行為を消滅させることはなかつた。しかし、宗教制度の性質に固執した解釈原理のおかげで、抽象行為が詐欺の手段となることはなかつた。

かようなことが、わが国の学説史上教会法が果たした二つの役割である。当事者が不道徳な目的によって促された場合に、彼らは、完全に (de pleno) その約束から解放されることが全面的に認められた。教会法がローマ法から受け入れた厳格な法理論とともに、拘束力ある約束の概念を強化した。

何が教会法学者の道徳概念に影響を及ぼしたのであろうか。ローマ法学者によつて伝えられた伝統がどのように教会法学者に受け入れられたのであろうか。教会法学者の下で、その伝統がいかなる変化を受けたのであろうか。

法的関心をもたない道徳学者にとってコーズの問題は、その目的に従う人の行為の評価という最も一般的な問題と混合するにちがいない。目的が不法である約束は、過誤を構成するのであろうか。いかなる罪がそれに適用されるのであろうか。わが国の法学者には道徳上の罪を罰するということが問題となる。その二つの問題は根本的に異なつてゐる。すなわち、一方は教会法の原理に關係し、他方は契約私法である。しかし、教会法が受け入れた解決は、私法でなされた解決に由来してゐた。目的が不法である宣誓は、偽りの誓いであるということは、その宣誓を支えるべき義務が存在しないということを当然ほのめかすことである。しかも、何ら先行する手続きなくして、約束者の信頼が魂を犠牲にしてゐる場合、それを維持することを拒絶できるという真の債務である。

その結果は、外見上不法なコーズに対するローマ法上の無効に一致する。しかしながら、その結果は、罪のある行為を自ら必ずやめるにちがいない人の後悔心に訴えるところが異なる。その違約は、「信頼を裏切れば、信頼は維持されない (frangenti fidem, fides non est servanda)」という格言によつて、双務合意において各当事者に認められる後悔権と類似しているにすぎない。しかし、その違約は後悔権以上に大変危険である。その債務を免れるために、悪賢い心というものがそれほど多くの口実を作り出していく。なぜなら、行為の不法な性

質は、本人の意図に依拠しているからである。すなわち、罪のある考へというものは常に見出しができ、それによって、その約束を守ることを拒否できる。従つて、教皇法令学者の権威に反して、違約制度が普及することはない。多くの学者は、そこでは神がたてられた誓いの相手方である誓いや宣誓のような行為にその違約を限定した。神が相手方であるという点では、神が我々のよく考へた隠し事を見抜く限り、詐欺は生じない。

さらに、宣誓した信頼を破るにもかかわらず、神は償いを与える。罪のある誓いをした本人は、実際、悔悛をすることで改心するだけでなく、よりよい精神の性向にもどつて、神に対して新しく約束をしなければならない。その同じ解決策は、市民法レベルでの取引には拡張され得ない。一体債権者は、債務者が他の給付の提示によって不法であると認められた給付を思うままに取り替えるということを認めることができるのであろうか。

I 道徳学者の教義

(P. 143)

教会法の道徳学者によれば人の行為の価値は目的因で評価される。彼らのいうところに従うまでもなく、我々の多くの行為は、我々が追求する目的に従つて善か悪になるにすぎない。目的のみに価値がある。神に関しても同様に、行為は精神的傾向に寄与することはないし、行為が偶発的障害によって機能しないとしても、その行為の価値は低下しない。誓いについては、単なる計画のままであることになり、行為は事実に基づいて計

算される (*Opus reputatur pro facto*)。行為が不完全な方法によってなされる場合、行為は根本的に無効である。同祭が洗礼の式文を述べる際に誤っている場合に、彼は、その目的が純粹であったならば、それでもなお有効な秘跡を授ける。すなわち、祭儀はその行為の要素であるが、信仰の誠実さが形式の欠陥を補う。誠意が儀式以上に重要であり、意思が形式主義よりも勝つている。

法律行為に直接適用される規則から、かような幅広い目的論をいかにして引き出すのであろうか。道徳学者は、人の行為を規定し、人定法以外に神に関して人の行為価値を測定する原則の定義付けのみに努めていたように思われる。彼らは、神が内心を探るのであるから、純粹な目的いわゆる我々の行為の精神的側面のみを検討していたと理解されている。しかし、それは教会法の道徳学者が法的側面に関心をもつていなければ、あまりに道徳的なものに近く、宗教的性質を帯びたものとなつている。その履行が伝統的に誠実義務とみなされる単純約束や、誓いや宣誓のような宗教的性格を持つ約束や、婚姻のような祭儀でもあり、同時に契約でもある混合行為の約束がこれにあたる。

全ての約束の厳正さに契約当事者の注目を向けさせることは、合意の履行が罪とされる行為に至らしめるにちがいないとき、つまり不履行の責任が、誓いに払われるべき良心と両立するかどうかを探究しているときは、約束を履行しないことさえも契

約当事者に勧める。道徳学者は以上の各種の点を言及している。

何よりもわが国の学者は、無思慮な約束を危惧している。誠実さが約束することを躊躇させるのではないか。契約は、常に重くのしかかる拘束である。すなわち、なぜ無益に罪を犯すのであるか。偽証を避けるためにも、例外的に宣誓にのみ頼ることには間違いないのであり、契約の不履行から生じるうそを避けたために、軽率に約束することになるあらゆる口頭約束を禁止することが賢明である。その本人が、悪徳なキリスト教徒となることを約束して、宣誓や誓いをする場合、神はその者を考慮しない。當時、すでに聖ジョローム司教 (St Jérôme) は、「*Noli festinare in ore tuo...debedit verba nostra esse moderata*」¹ といふ訓道の書の訓葉を想起せられた。神は、我々が気づかない訓葉全てがもたらす内心の思考作用を知つており、その点で、市民法の区分にもかかわらず、宣誓の破棄と口約束の不履行との間には区分は存在しない² ものを想起せられた。イシドール・ド・セヴィル (Isidore de Séville) は、「*浴場に訓葉を述べてはならない (non sis in verbis facilis)*」³ とおこして彼が正あだをうつ忠告を繰りかえした。後に、ピエール・カントール (Pierre Cantor) は、多くの訓葉の罪悪の中に軽率な訓葉 (*inculta loquacitas*) を入れた。

この慎重を要するところの義務は、本来全く道徳的なものであるであろう。

あるけれども、契約の要式の欠如から生じる危険性に対する保護となるが、その義務はもっぱら消極的なものである。従つて、より積極的な効力がそれを補完しなければならない。これは、聖グレゴワール (St Grégoire) が、分別ある人 (homme discretus)、すなわち厳密には、罪をもたらしたものをやの合意の訓葉の中に見いだすことができる人に認めたものである。分別 (discretio) が、あらゆる罪ある計画を放棄することを命じる。契約が同意されたときにも、それを放棄しなければならないのか。その命題は、「悪徳な約束にあっては誠意を無効にする (in malis promissis rescinde fidem)」⁴ とこうじてこれを確立した格言の中で、イシドール・ド・セヴィルによつて支持された。誓いの不履行が不正な意図の実現よりも好んで用いられた。神に対する約束の場合、その誓いを放棄するだけではなく、よりよい解決策をとることで、その軽率さを償うほうがよい。従つて、債務者は、目的の変更が満足を与える限りで、債権者に対して完全に免責される。アルジエ・ド・リュージュ (Alger de Liège) は、「*憲れみと公正とに關する文献 (Liber de misericordia et justitia)*」⁵ において彼が正あだをうつ努めた適切な解釈原理によつて、その解約の理由は誠意にかなうと説明している。すなわち、宗教的教えを用いるため人々は状況を考慮しなければならない。従つて、虚栄や邪淫を黙認するのであれば、最悪の状況を免れるために、偽りの誓いも認められる。

目的が不道徳的な約束の不履行から、あるいはその履行から生じる各々の罪の重さを比較することで誠意への違背を正当化すべき場合に、その方法を定めるのは、教会法学者の役目である。しかし、道徳学者が自らその基準を提示した。その基準は

疑いを残している。すなわち、事例に応じて、不履行が認められたり、否定されなければならなかつた。その規則を確立することは困難である。従つて、全く異議をもたらさないような明確な制度は消滅した。グラティアーノ (Gratien) によって受け継がれた教父学のテクストからおそらく借用したピエール・ロンバールは、その権威を後楯にした。偽りの誓いの概念は、履行の任意的拒絶に加え、不法な目的で約束を交わすという單なる事實を含むまでに広いものである。その約束を履行しないことに何ら危険は存在しない。それはまたそういう約束の履行が導く罪を単純約束から生じる罪に加えている。それ故、その目的によって道徳規則に反する契約から完全に (de plano) 解放される眞の債務が存在する。

格言学の指導者 (Maître des Sentences) は、婚姻のよう

な契約に類似した行為にその原理を適用するまでになつた。伝

統的に婚姻には明確な二つの目的が与えられている。すなわち、出産を請け負うことと邪淫を避けることである。人は、たしかに時折、宗教的秩序に反するその他の理由で婚姻を行う。原則として、そうした理由は契約を無効にする。しかし、わが国では、婚姻は傷つけることのできない秘跡を伴うのであり、その

料

秘跡の効力が婚姻という行為に十分に有効性を与える。全く純粹で単純な契約の場合には、不法な性質や単に目的因を欠く性質は、根本的な悪であるということができる。

II 教皇法令学者の体系

(P. 148)

法学者のもとで、より詳しくはグラティアーノや教令 (Décret) の注釈者のもとで、見いだされたのはまさに同一の理論である。問題は彼らにとっても道徳学者にとっても同じである。すなわち、これは、両立するテクストの多様性と同じであり、相対立する二つの義務の間の争いと同じである。体系の実務上の適用の配慮から、彼らは不法な行為の分類を試みるようになつた。

教令にあつては、不法な約束の有効性の問題を解決するために提示された二つの体系が同時に存在している。グラティアーノや初期の教皇法令学者がこのいぢれを選択しているか明らかではない。教令注釈のみが、神学者の一派の中でピエール・ロンバールが固持していたものに第一順位を与える傾向を示している。

編纂に編纂を重ねた有名な二つのテクスト (一つはトレドの第八回教会会議の第一決議を掲載し、もう一つはベドウ (Bède) の説教を引用している) は、「二つの悪から、より少ない方を選ぶ (de duabus malis, minus est eligendum)」という格言で欠陥の比較の原則を要約している。

前者は、罪の重さを評価することを認める実務上の規則に言及している。すなわち、その重さが測定されるのは、その罪ある者達の中においてである。教会法の例を再びあげてみる。たゞその目的が罪あるものであるとしても、宣誓を破棄するかその誠意を守ることのどちらがよいのであるうか。宣誓の軽視から生じる偽りの誓いは、ある一つの結果をまねくにすぎない。単に個人的な過ちをもたらすことは神に背くことである。しかし、約束の履行はさらに隣人へ向けられる。これがなぜ偽りの誓いがたいして重いものではなく、まだましであるという理由である。

かつての教皇法令学者たちは、軽微な罪しかもたらさない方法を選択する制度に賛成している。しかし、彼らは、彼らが注釈した教会法によって示されている基準を厳格に適用していくことになる。その制度を明確に理解しているただ唯一の人であるローラン (Roland) は、この教えの実務的機能を研究するよりもその権威を引用することに専心している。不法な宣誓の履行から生じる罪が、宣誓の破棄よりも重くない場合には、しばしばその宣誓が尊重されなければならない結果を引き合いでいる。二つの悪 (de duobus malis) という格言の出している。二つの悪について觸及しなければならないのが価値に関して他の注釈者たちの下での不鮮明さがすでに明らかになっている。二つの悪について觸及しなければならないのであろうか。わが国では、宣誓に反することが本当に罪であるか。エチエンヌ・ド・トゥルネ (Etienne de Tournai) は、

罪ある行為を行わないという事実のどこに罪が存在するのか問題にしている。その不確定さを是正するために、彼は、ある人が不正行為を行うことを拒否した場合に、それのみで非難されることはないが、教会では、誓をした約束を履行しないことで偽りの誓いの罪となり、いわゆる名譽刑を課されるということに注目している。その人は、神に対して大罪を犯しているのか。エチエンヌ・ド・トゥルネは、それには答えていないが、そこには教義があり、それによれば、その者が偽りの誓いをするか、罪を犯すかというジレンマにとらわれることで、その宣誓を守らないとしても、いかなる大罪とはならないことになる。従つて、目的が不法なものである約束は必ずしも履行される必要がない。しかしながら、その当事者は、名譽刑という教会法上の罪に服したままであり、通常不正行為から生じる道徳的な罪から解放されるにすぎない。違約に関する法とは別に、誓いにふさわしくない破棄を罰する制裁が存在する。

その見解は、翻意する自由や権利という單なる事実から生じる制裁との共存に由来する矛盾を導く。自らの合意を破ることが認められるなら、なぜその行為の結果によって罰せられるのか。従つて教皇法令学者たちは、別の方法をとっている。エチエンヌ・ド・トゥルネによれば、約束を破ることから生じる罪は、本来制裁が課される不正行為を構成した約束者の行為に結び付けられる。これは、もはや不法な債務を履行することを拒否するという絶対的なものであり、教会はその権利を利用する人に

何らの罪を課すことができない。しかし、不法な目的において約束をする」とで、その者は、彼が証明しなければならない偽りの誓いを当然 (ipso facto) 犯すことになる。ラファン (Rufin) は、「いつかの権威をおく教えが、それ自体が「命じられた言葉が、守られないとしても、それによって守られない」とが罪とせなむ」 (si praecceptum est non adimplere, ergo non adimplere non est peccatum)」 という厳正な約束の田舎であるならば、不法な行為を行わないところを命じていると教示している。この法への唯一の補正措置は、単なる不法な約束から生じ、偽りの誓いに至る制裁に基づかれている。

教令への注釈は、その最終的な解釈を明確に決定した。しかし、この注釈は、罪（約束の不履行から生じる偽りの誓いと不正行為の履行から生じる罪）の比較の原理を定めたトレド会議

のテクストに従っていた。その対照性を導く様々な結果が知られている。すなわち、殺人が偽証よりも重大ではないとみなされることがないのか。

その危険性を防止するため、注釈書は、二つの相反する責務の間でテクストが想定した対立を除去するよう努めている。そこで、その誓いを尊重し、不正行為を犯さないといふことは、約束者をとらえるジレンマである。すなわち、履行をすると偽りの誓いを犯したことになり、約束の目的を行わなければ、誓いを破ることになる。このジレンマは、注釈書によれば想像

上のものである。すなわち、この罪はとりこし苦労にすきば、注釈書が、どんな罪が最も重いものとしてみなされるべきかどうかということを探求しているのは、単にその通りこし苦労をする者を安心させるためにすぎない。しかし、かようなとりこし苦労をするのは無用であり、不法な宣誓を行うことを偽りの誓いと同一化しながら、ピエール・ロンバールの体系を参照することができる望ましい。教令が多く教父の教義のテクストやその結果を導く決議を含んでいたので、教令への注釈書は苦労することなくその見解を支配的なものとした。従って、不法な行為に与えられる無効は、絶対的である。何らかの不正行為を犯す以上にその誠意に背くことのほうがその罪が重いため、それぞれの類型を探求する必要はない。その当事者が最初から (ab initio) 解放され得るために、約束が不法なものとしてみなされることが十分である。

しかし、何が不法な行為となるのであろうか。容認された不履行が合意に関する瑕疪を与える余地がないようにするために、定義をかなり狭義にする必要がある。不法性の定義付けは、注釈書のものではなく、グラティアーノによって整備された。グラティアーノは、イノセンスの教会法に加えた言明 (dictum) の中で、不法な宣誓のカテゴリーを定義付け、うわべの不法性から真の不法性を区別することに努めた。目的 (宣誓者に關係する (id quod juratur)) がその性質上悪徳なものである宣誓を不正 (illicitum) と呼ぶなら、人の肉体の無欠や精神的

安泰を危うくするということになる。これが、性質の不法性である。やがて、軽率な方法とみなされる宣誓（宣誓方法（modus jurandi））が不法となる。しかし、言葉の濫用によつても、それが拘束力をもつことを何ら妨げていなかつて、不法であつといわれる。外部から発生する原因に基づく（ex causa extra veniente）作為的な不法と同様の行為が存在する。眞操の誓いをした後の婚姻の宣誓がそうである。かような約束が不法とみなされるのは、全く作為的な同化によるものである。なぜなら、その約束は、破られた誓いに対する改悛を行うことになるかもしけないが、尊重されなければならぬからである。

田的因のみが不法である誓いはどの部類に属するのであらうか。グラティアーノは、その仮説を予期しておらず、大部分の

教皇法令学者たちは、それについて失念していた。ラファンによつて創設された複雑な再区分もまたこの事例を包含している。新しい分類法を用い、田的が法に反する契約と厳密に区分したその分類の用語の中にはいかゞいまでの範囲で（ex fine ad quod velit quis venire）ふづつ不法な行為を含ませるに至つたのは、ウグッシオ（Huguccio）である。自分を選ばせせる田的で、選挙前に同教によつてなされる教会財産を滅失せざらないという宣誓や他人の遺産を共犯者と共に分かつあつという宣誓は、いかなる価値があるのか。いかなる明確な規則も定めぬことはできない。約束の履行が罪となる場合を考え

なければならぬことについては認められる。その場合にのみ宣誓は「解放」(relâché) われる。この範囲内にある(ex fine) 不法が常に本来の不法に入ることは限らず、外部から発生する原因に基づく（ex causa extra veniente）作為的な不法と同様の効果を有するともある。注釈書もジャン・ム・トルクマダ（Jean de Torquemada）も明白な分類には到達していない。いやれども、シャン・ム・トクマダによって動機の不法な性質が広く理解されている。宣誓の尊重が、たとえ許される罪であったとしても、罪を導く場合、それは無視されるべきである。あなわち、常にそつあるべきであった。範囲内にある(ex fine) 不法な行為は、それ故本来的に不法な行為の範囲に入れる。

*

目的が不法である約束を即無効にする、ことによつて、教皇法令学者は道徳的法則を尊重せらるゝことにのみ専念している。彼らは、ローマ法に匹敵し得る法体系を構築しようとはしていない。彼らは、予想した以上の成果をあげた。彼らは、不道徳を理由に、合意を破棄する権利を広く認めたので、契約関係の安定性を危うくした。従つて、彼らの繼承者は、誓いのような非世俗的行為にその原理を限定している。彼らは、契約には非常に広く知れわたつたローマ法の規則を適用している。

不法な行為に関する歴史は、初期の教会法的考え方の指向性が非常に新奇であるために修正されなければならなかつたという

わけではない。

第一章 教皇法令学者におけるコードと証明

(P. 156)

ローマの裁判所に持ち込まれた種々の請求に応えるための手本を見つけようとして、教皇庁尚書局は、既成の書式をローマ法の中から見いだした。同局は、その書式がキリスト教の教義や制度と両立し得る基準の範囲内で、それらを模写した。一一三〇年頃グレゴリウス九世の教令は、コードのローマ法概念、すなわちディゲスターの抄本を直接教会法に導入した。ローマ法のテクストから切り放された債務証書に関する教皇法令 (*décretale si cautio*) は、完全な模写ではなかった。逆証法 (*prétérition*) によって、教会が、非債弁済に関する法 (*loi cum de indebito*) の複雑さを廃したのであろうか。金銭不収領の抗弁の働きによりて、コードに与えられた全く偶然的な拡張から何が残されていたのか。この注解 (*exégèse*) の問題に、我々の理論の限界のより重大な問題点が付加された。コードは、証拠証書における簡単な言及に過ぎないという羽田によるのであろうか。それとも、無方式によつてつくり出された債務の存在に不可欠な要素として考えられることになるのだらうか。

I 債務証書に関する教皇法令

(P. 156)

債務証書に関する教皇法令によって解決された唯一の問題は、書証の証明力に関するものである。

我々のテクストは、独特のものではない。それは、同じ時期に教会法上の訴訟手続きに原因付けられた証書を導入したいくつかのものに関連している。ローマ法学者と同様、教会法学者は、全ての裁判所の審級で、抽象的形式を不明確という理由で廃止している。デュラン (Durand) によれば、裁判官は、請求原因を明らかにしない訴状を職権で拒絶しうる。さうに、その地位において、一方当事者は、その権利の原因をしらしむべきである。証人は、証拠上の原因 (*causa testimonii*) に関して、尋問されるはずである。しかし、我々は、すでに注目したように、この体系は、両当事者に債務の原因 (コード) の宣言を必ずしも導くものではない。そのコードは、債務の源である合意という名によつて明らかにされた場合、偶然に見いだされる。例えば、売買や賃貸借の場合においてそうなのである。しかし、宣誓による約束が想定される場合がある。原告が、次のようなことを書いたとき、原因付けられた訴状の規則をもつて、債務が免除されるであろう。すなわち、私は、そのことを私に宣誓によって約束したピエールに一〇金請求する。私は、ポールに一〇金与へることを宣誓によって約束したピエールの独自の判断 (*propriis sensibus*) と理解した、と証人が答えた場合、彼は裁判官の尋問に満足を與えたことになる。書面上の原因、客観的原因 (*causa libelli, causa scientiae*) と

いわれるもの、すなわちピュールの債務のコースは、常に不明のままであつた。それは、単に債務原因 (causa debiti) の探求を命じられるのは、宣誓の有効性に関する証拠手続き外の規則によつてである。

債務証書に関する教会の文献 (capitulum si cautio) が述べてゐるのは、この種の原則である。それが、単なる証明方法である書証のみを主張してゐるにむかわらず、それは、債務と紙一重のものである。教皇法令学者は、書証が金銭支払い確認ではなく、負債の白由を含んでゐる場合、明白な非債務弁済が宣誓された (indebita exposita esse dicitur) という言葉は、単なる証拠 (instrumentum) よりもむしろ、債務を意味している。確かに、本来の意味において、我々のテクストは、債務の証明の問題を切り放すにすぎない。つまり、債務者の有効性の問題ではないといふことである。

* * *

正確にいえば、サン・ベルナルド修道院のグレゴリー九世の応答は、一つの点において、ローマ法から離脱していた。債務証書 (cautio) ところの言葉は、自署証書を真正証書として考へていたはずであるが、「原因が同時に表明されれば、その本人よりも債務証書が非債務弁済を公に知らせる。すなわちこれが、やの本人の認諾である (cautio quam a te indebita proponis expositam...; si causam expresseris in eadem...; confessioni tuae)」 ところ表現は、理に債務者自身の手

で書かれた書証と一致するにすぎない。第一に、ローマ法にて非常に厳格に体系付けられた原因付けられた証書に対する証明は、いこでは無限に認められる。

その解釈は、この二つの相違点を消滅せしむる傾向にある。ローマ法によりて提示された反証への制限、すなわち書証の必要性は、我々の教皇法令によって言外にはめかされていてようである。人的証拠を明らかに排斥していたアッバス・アンティクス (Abbas Antiquus) は、それを理解してゐる。注釈書は、証明にいたる重視していなかつたが、ローマ法に含まれる制限を受け入れていないと認められる。オステイアンシス (Hostiensis) は、非常に明解である。すなわち、債務者は、他の書類を作成しているので、原因付けられた書証の有効性が確認されるにすぎない。つまり、証人による証明に助けを求めることが認められるのは、口頭の白由の場合においてのみである。しかし、他の意見もあつた。それは、書証は必要であるといふことを結論付ける為に、債務証書に関する教皇法令 (décretale si cautio) の章と非債務弁済に関する法 (loi cum de indebito) もの文章の違いを抛り所へつてゐる。やれば、サン・デスペーニ (Vincent d'Espagne) の意見である。しかし、彼が与えた例は、債務者がもみの書端 (ecrit primitif) の有効性を確認するために、公的書類 (instrumentum publicum) を利用するところである。この理論の首尾はいかがなものか。コースの実現は反論されたが、彼は反証の様

式にて何を証明するか。ピエール・ル・アンシャラノ (Pierre de Anchiarano) は、テクストの固有の言葉を繰り返してゐる。

債務証書 (cautio) といふ言葉に關して、オステイアンシスの異論にもかかわらず、債務者の手であれ、公証人によつて作成された全ての種類の書証が了解された。かようなことが註釈書の見解である。アッバス・アンティクスやヴァンサン・デスペーニャのような最も古い人たちに従つた幾人かの教皇法令学者達は債務証書 (cautio) とこう表現を定義するのを忘れてゐる。ヴァンサンの説明は、私的証書、例えば直接話法の使用 (solvam quea debo) と一致するがよ

資料

ただ、オステイアンシスは、明らかに通説から分かれた。むしろ一定の証書がコードの要求からのがれる余地があるのならば、その形式の厳正だから、それは公正証書であらねばならないと考えられた。そのうち、債務証書に関する教皇法令 (décrétale si cautio) は、単に、自署証書の下で書面に關するよつて記載されてゐた。にもかかわらず、伝統的にオステイアンシスの意見を借用している見解は、この仮説に反対してゐる。すなわち、コードが要求されるのは、単に公正証書においてのみである。もし、書面が債務者自身によつて作成されたのであれば、私は義務を認めるという旨及以外に有用なものはない。合理人が、自動機なく自由合意しつゝどのように考へるのであらうか。人

は常に退く自由がある。反対に、証書 (instrumentum) の作成が、公証人のような第三者に記される場合、この者が債務を承認するとは何のつまらないともない。彼は、強いて債務原因 (causa debiti) を記及せねばならないに慎重である。これが、後日、より簡単に債務証書 (cautio) の有効性を確証しうる為にむかへておく債務者にとのての担保であつて、自署証書がコードの言及を免除されてゐるため、この理屈が、自署証書が公文書に優る優越性を与えることなく到達する。

オステイアンシスの意見と同様のものがあつたとは信じがたい。多分、それは彼の本来の概念の変化したものにすぎないのであらう。初期の頃にその説をとつた者にあつては、少なくとも大全 (somme) と教皇法令 (Décrétale) の註釈によつて、その説を再構築することが出来るくらい、オステイアンシスの考えが全く別の範囲を持つていたように思われる。それは、私文書に関するコードの問題ではなく、単に裁判上の白白に関するのである。制裁を生じさせるために、なんらかの債務原因 (causa debiti) の言及をせねばならぬになつたのか。それを肯定するために、オステイアンシスは、証書 (instrumentum) と自白 (confessio) も同様であると言つては主張せねばいいところ。しかし、オステイアンシスは、証書の作成と負債の白白は別物だと應えてゐる。前者の場合、公証人がそれを理解したものとして証書を書く。後者は、自白する当事者がその言葉を自由に操る事が出来、そのものが間違つて約束したとい

うにとよって、その自白を撤回である。当事者がその発言を撤回するためには、訴えられた期間を超過した場合、よく事情を知つて合意したと推定されるにすぎないのであらうか。オステイ枢機卿 (cardinal d'Ostie) の考えにあつては、コーズが証書では無用であつたと、先の注釈者達は信じたに違ひないといふのは、まさにオステイアンシスが裁判上の口頭由由についていたことを私印証書に適用するにむづやくであらう。オステイアンシスをほぼ文字どおり模写したジャン・ダンヌン (Jean d'André) の注釈は、裁判上の自白が問題であるといつてもを予め示せよとして、ただ、証書 (instrumentum) と自白 (confessio) に対比すると、どう変形をついたときに責が負わされる。そのため、裁判外の自白の意味で自白 (confessio) といつて言葉が理解された。書面で言及されようが、口頭であろうが大した違はない。オステイアンシスの説が、一四五世紀に理解されているのは、一般的にこの意味においてである。それは、非常に衝撃的であつた。なぜなら、コーズのない單なる口頭自白は債務者がなしうるからである。

また、一四世紀の教皇教令学者達は、それに抵抗した、なぜ特別な規則が債務の言及を公証人に課すのに必要なのか。公証人は、当事者が予め債務原因 (causa debiti) を宣言していない、自らが作成する証書にそれを必ず挿入するであらう。経験豊富な第三者の中で、現認できないことが自らの経験に対して、弁護されるであらう契約者のために、どうして貴重な保

証となるのか。やがて、債務証書に関する教皇法令 (décrétale si cautio) は、ティゲスターのうちの一つの法律の抜粋にすぎない。そこでローマ法学者達は、あらゆる種類の書類についての非債弁済に関する法 (loi Cum de indebito) を理解した。オステイアンシスの体系を覆し、コーズのない公文書に一定の証拠力を帰したバルヌウスの孤立した見解は、注目をひかなかった。通説は、債務証書 (cautio) において、公正証書と同様に自署証書を見ていた。

しかし、そのように仮定すれば、この規範は余りに広くなりすぎた。なぜなら、それに従わない書面があるからである。まず、例えば、領収書のような弁済ずみの証書すべてがそれにあたる。後の教皇教令学者達のみが、このローマ法と一致する例外に言及している。彼らは非常に広くそれを理解している。有効な債務免除もしくは単に支払いを確認する証書が問題となるとき、コーズの欠如は、前者の場合、債務者を解放することの妨げにならないし、後者の場合、その証拠の妨げにならない。臨終者によってなされた債務の承認は、この宣言を免除されるか。ある人達がいつたように、コーズの宣言が死亡時 (in articulo mortis) に生じる場合、その形式が抽象的なものであるなら、その眞実性を疑うことは難しい。より疑わしいことは、コーズのない遺言での債務の自白の有効性である。教会法学者は、ローマ法学者の方策に助けを借りている。彼らは、意思の宣明を遺贈と解して、それをコーズは遺贈に關して影響なしと

いう格言を変形し、有効と宣明していく。かよなことが、書証における債務証書に関する教皇法令 (décrétale si cautio) の適用領域である。

* * *

債務証書に関する教皇法令 (décrétale si cautio) は、長い間単にこれの書証に適用された解釈であった。確かにかうなことが初期の教皇教令学者の見解であり、また同時にベルナール・ド・バルム (Bernard de Parme) の注釈における見解である。しかし、コードの役割の概念を彼が修正したといつゝとのみならず、ローマ法学説の模倣につき、債務証書に関する教会の文献 (capitulum si cautio) によって規定された説と自由の一般理論との間でローマ法学説が創設した結びつきは、証人の前での口頭自由を債務証書 (cautio) —— もしくは事実上の自由 —— と同列におくようになつた。充分な証拠力を生ずるために自由はまたコードの宣明に委ねられるであらう。通説が、コードがなくとも自由は義務を負うというオスティアンシステムの説に帰していくことから異説が引き合へに出されているにすぎない。そのふうといふ主要部分が、通説が間違ひをいつたかひじつて、通説を非難していることは、すなわち、他の証明方法に頼ることを負わせることにより相手方がおかなかつた過失の重圧をその者に負わせることとは、不当である。この学説が、一四世紀の中頃、どのように打ち負かされたまことに反論されたかは周知のといふである。ベルナール・ド・

アンシャラノは、全ての証明方法が、同様の厳格さで取り扱われるべきだし、書面のない自由は、書面上の自由以上の重要な証拠力をもちえないといつてゐる。口頭の自由に対立する証拠は、より広く認められているしわざ思われる。すなわち、単なる証言は充分に承認されよう。

II 自由 — 債務の源

(P. 166)

教会法学者達が、もはや單に証拠権限における問題としてではなく、結局どのようにコードを、債務の創設行為の有効要件として理解するようになつたのであらうか。ローマ法学者は、自由の解釈によつて、この概念をとる道を辿つた。しかし、この傾向は、一つの規範によつて反対される。一つは訴訟手続きであり、もう一つは、約束に関するものである。前者によると、全ての原告は訴状 (libellus actionis) に訴権の名前を書かねばならない。そもそもれば、どの訴権が裁判外の自由に効果を与えるか、いかなるテクストも示してはいけない。ある解釈者達は、法に基づく返還請求 (condictio ex lege) に助けを求めるのをためらつてゐる。注釈 (Glose) の時代、この訴権の領域は、まだ不確定であった。「裸の約束からは何も負わない」という規範に反して、債務を負う力を自由に認めないとばかり債務の新しい源であった。同様のためらいは教会法学者達にもあった。有名訴権 (nomen actio) はコードがとつてかわつた。請求が履行を求める法的作用を明らかに示していれば、そ

ジョルジュ・シュヴリエ「債務におけるコーズの歴史に関する試論」(六)

の訴権が明示的に示される必要はほんじない。意思の完全な一致は、事実、訴訟手続き上認められる余地がある。

しかし、コーズの役割の第一の概念に関する推移は、遅々としている。多分、このテーマは全ての教会法学者を賛同させなかつたのではないか。一曰世紀にピエール・ラ・アンシャラノ

は、債務証書 (*cautio*) やら^レ言葉が、債務 (*obligatio*) ではなく、債務の證明 (*probatio obligationis*) と解されていだと主張する。ボワシク (Boich) も、純粹かつ単純な由白を債務と同視するのを非常に激しく批判した。それに対し、パノルミタン (Panormitain) も、債務証書 (*cautio*) やら^レ名の下で、「約束なら^レ債務証書 (*promissio seu cautio*)」という約束を考案した。注釈 (Glose) も、も^レと慎重であつた。最も普及したテクストによれば、由白は、約束から生じる (*valet ad promissione*) 書かれた。の由白は、約束の際の由白 (*confessio cum promissione*)、いわゆる支払い約束を伴う債務の承認の区別^レである。しかし、の後者のみは、過去の遺物である付隨した問答契約 (*stipulatio subnixa*) といふこの条項の付加の結果、訴因である。しかし、ある約束の一つの由白と二重の由白間の壁を築くことは、ほど遠い。注釈書は、約束が明言されていなかつたところをこがなる場合も推定する^レことは正当であると述べている。証拠としての由白と債務を負う由白との区別は、もはや存在価値がなかつた。付隨の約束の無償の推定は、無用となつた。それゆえこの

後者は、非常に論理的であり、教会法は、このローマ法の形式主義の最後の残滓を無視することになった。かようないとは、債務におけるコーズの配置転換の実現で、時宜を得たものとなるであろう。

それは、教皇法令学者の全く知らないとこりであった。根源的には、コーズは債務の言葉を明白、明瞭に固定するように示された。それは、債務を維持する権限において、全く具体的な言及として考えられていたようである。地役権に関する証書は、あらゆる混乱を避けるため、負担させられる土地の部分を示さなければならぬのと同様、更に、債務を言及させる書面は、それ、すなわち書面が結びつけるものを説明できる多数の機能にしたがつて区別すべきである (区別するとこ^レれば、債務証書を区別する) ことである (*discerner=cautio discreta*)。書面^レの明確な記載に関する関心が、債務証書に関する教会の文献 (*capitulum si cautio*) を動機付ける。かようないことは、まず債務原因 (*causa debiti*) の言及に与えられた狭義である。

それは、「各人が明白な証言を述べれば述べる程^レ、価値のないものであり、固有の傷は証拠能力がある (nimis est indignum ut quod quisque sua voce dilucide protestatus est, proprio infringere valeat testimonio)」^レこと、ローマ法の格言のおかげで今^レの広がつた。これが、注釈書が区別された債務証書 (*cautio discreta*) の力を説明するためにな

与えた理由である。注釈書は、この証書と白の間の関係を強調している。アッバス・アティクウスの注釈も、イノセンス四世の釈義 (Apparatus) も、この関係を示していない。それが、債務証書に関する教会の文献 (capitulum si cautio) が、白白の一般理論の中に、局限されるのがやや時間がかかる。注釈の構想は、転換を示している。十三世纪の教皇法令学者は、我々のテクストに関して、白白を取り扱っている。十四世纪の始めに、反対の慣習が構築された。アントワーヌ・ド・ブュトリオ (Antoine de Butrio) が、債務証書に関する教会の文献 (capitulum si cautio) の地位が証書ぐの信頼 (fide instrumentorum) から権能でなく、白白 (confessio) の権能であると注釈している。ボイックがそれを研究したのも、この觀点からである。

*

通説において、明白な債務の白白 (confessio obligationen inductiva) と証拠としての白白 (confessio probatoria) との関係の結果、全ての白白は、債務を創設する証拠としてみなわれている。されどもせよ、ローマ法学者達では、書面上の債務 (obligatio litteris) の如きのトドロイの契約の列におかれていたのは、相互白白 (confessio mutui) としてだけではなかつた。それは、だといふ債務を負つゝとなる無償の意図によつてむなんらかのコードによつて動機付けられたあらゆる種類の白白があつた。

教皇法令の注釈書は由来するの学説は広められた。それは、ボワックの側からの非常に激しい反発を引き起しした。彼は、ローマ法学者の概念を再生した。すなわち一つの約束 (promise) の二重の白白のみが債務を生じさせるところの概念である。彼のいいていた本質的な論議は、契約に多くの制限があることは周知であるが、教会法学者達を刺激するにはなかつた。債務証書に関する教会の文献 (capitulum si cautio) に由来する結果を制限するだけであった。

本来、白白は一方的声明である。債務を負つゝとの効果をそれに認めるとは意思の一方的声明に力を与へるのではなくではないか。ある教会法学者達が、公平は約束する者の意思のみを検証するの命ずるこの構想を持っていたことは疑いない。

しかし、この理論は、勝利しなかつたし、白白はローマ法の問答契約のモデルとして理解されていたようである。教皇法令の注釈書はすでにこの二つの行為を関係付けていた。それは、当事者の存在を要求していた。それが、その後の学説が変わらなかつた点である。更に、言葉の取り交わしが要求された。しかし、いかなる方式も重要視されなかつたようである。それは、他方当事者によつて承諾された約束に変わつた。アッバス・アティクウスは、すでに、全ての約束の結果として、受益者の默示の同意が存在していると主張していた。注釈学者の多くは、約束のコードが常に無償譲与の将来の受益者の承諾を必要とし

ていた所である意図であつたところにまで、この主張を拡大してゐる。正罰原因 (*piae causae*) を考慮した例外が存するにすぎなかつた。

かようなことが、教会法学説の中く、負債の承認となつた債務のこの新しい源をおいた決定的な「特徴 (figure)」である。

III 教会実務

(P. 170)

フランスの教区裁判所 (*officialité*) の実務において、これらの学説の貢献はいかなるものであつたであろうか。それについては、答へのない問題としておくれしか仕方がない。教会裁判所 (*Cours d'Église*) から生じる希な裁判例は、この問題についてほとんど語っていない。裁判用の模擬書式集に関して、そこにはあらわれている例が、典型例として提起されたかどうか、ゆづくはその例が慣例を忠実に反映しているかどうかを判断するには難しい。ギヨーム・デュラン (Guillaume Durand) によれば、模擬書式集 (*Speculum*) の第四巻に収録された数多くの書式についても同様である。この本質的研究といふ留保付され、教会学説についての我々の研究になんらかの補足をもたらすことは可能である。コーズの言及は、いく最近の習慣では、それが証書の中に、一定の学説によつて守られてきた裁判上の由由 (*confessio in jure*) として入り込んできたことは、上々の首尾と思われる。

模擬書式集編纂者によつて与えられた訴状の例は、債務原因

(*causa debiti*) を暗にほのめかしてゐる。ある明確な書式が通用していとは思われない。とあたま、原告は、非常に自由にその請求を展開してゐる。その規則が結果として抽象的約束に基づき付けられた請求 (*petitio*) を排除してゐるところにまた確認されよう (がよくなカウザに基づいて私に一〇金支払う) とを約束したムーラーの申立 (*conqueror de P. qui promisit mihi solvere 10...ex tali causa*)。実務は、書式集によつて非常に広くひろがつたの規則に賛同したのであらうか。あたかもその本人によつて示された事例を解説するかのようにロフレッシュ・エピファヌ (Roffred Epiphane) の訴状 (*libelli*) 以外に書き写された有効な審理において認められた訴状によれば、そうであつたといふ明確な証拠を我々は持つてゐる。その状況に応じて、各当事者は、そんに債務原因 (*causa debiti*) の召還をすぐれどあるよりに思われる。少なからず、それが模擬書式集 (*Speculum*) に続く書式のはのめかずのものである。

証書 (*instrumenta*) も恒用書 (*recognitiones debiti*) も、より多くの興味がある。残念ながら、多分イタリアの実務から補足をもたらすことは可能である。コーズの言及は、いく最近の習慣では、それが証書の中に、一定の学説によつて守られてきた裁判上の由由 (*confessio in jure*) として入り込んできたことは、上々の首尾と思われる。

關於する説明は、この後者に適用すべしであらうか。反対に、

裁判官の面前での (coram judge) 債務の自由としてそれを解釈すべきではないか。かようなことは、その証拠力の理由とすべく考察された流行の解釈であつたことは知られている。論理的には、かような説明をもつてコードがその主文から消えるべきであつたのだろう。我々に再発見されたいくつかの例によれば、少なくともそれは全くそんなことはなかつたようと思われる。かような人は、一連の飲み屋の支出の勘定のため、金銭の貸借のため、なされた労務のため、一連の不法行為の示談のために債務を負うことを承認している。

これらの場合以外は、欠席当事者の裁判上の口白 (confessio in judicio) の証拠力の問題は、トゥールーズの教区裁判所で論議されているようであるが、コードの問題には触れていない。結局、原因ある遺言の自由は遺言の相続人に義務を負わせる。

*

かように、教会法学者は、新しい契約を創設するようになつた。すなわち、コードの概念は、かような構成を許した。そこには、まじめな意思の完全な一致をより強くする意図で、熟慮された努力の兆しが存在する。この後者は、ローマ法に沿源をもつものである。

第三章 裸の約束におけるコード (P. 174)

教会法学者は、一般市民（信徒達）の良心に訴えた捷により、ローマ法の判決を補完するにむかる限り、ローマ法学者

との対立を提起しなかつた。彼らは、どんな約束の違反からでも生じうる罪を罰しつつ、市民法の如何なる原則をも侵害しなかつた。反対に、彼らは、「裸の約束から訴権を生ず (ex nudo pacto actio nascitur)」というようなローマ法に反する法規範を創設するより主張したとあ、自らの役割を越えなかつたのであるうか。何等の道徳益も、裸の約束に効果を与える訴権の付与とは結びついてはいなかつた。なぜなら、教会は、懲罰によって、なされた口約束の違反を制裁し、必要な場合には、道徳益は、強情に従わない債務者に対し、職務上強制する手段を裁判官に承認することを許していた。更に、教会法の意図は、うまく人々に適合していなかつた。すなわち、教会法は、無名契約さらには要式行為に関するローマ法規の地位を奪うことを目指していなかつたのであるうか。全ての契約において、約束が存在したので、通常の市民法上の訴権に訴える代わりに、債権者は教会法に基づく請求権 (conditio ex canone) を提起し得ないのであるうか。ローマ法は完全に消滅せられる危険を犯していた。従つて、一二世紀中頃、教会法学者もまた、自由の教義の支配領域を限定するよう努めている。

しかし、この前者の危険は取り除かれたが、他の支障は存続した。その根拠がどんなものであろうと、完全な意思の合致を認めることで、教会法上の訴権を発生させないのか。学者達は、コード概念の中に、「裸の約束からの訴権が生ず (ex nudo pacto actio nascitur)」という彼らの原則に時宜を得た境界

線を見いだした。このような経過で教会法原理は衝撃的なその性格を失った。その原則は、もはやローマ法理論にしたがうよう主張しなくなつたが、よりつましくローマ法理論を補完するようになつた。その原則は、新しい着衣を、伝統的な着衣の約束につけ加えた。

I 裸の約束の教会法理論とローマ法学者間の関係

(P. 175)

教会法のテクストの精緻な研究は次のような結果を導いた。学者間で裸の約束の性質に関する一致した見解は決して存在しなかつた。一四世紀の終わりと一五世紀に、ジャン・ラルマン (Jean l'Allemand) の注釈——それによれば単純約束は訴権によって制裁される——に代表される通説的見解 (opinio communis) に、異議が唱えられる傾向が認められた。更に、教会法学説は、もともと絶対的な形式の下でさえ、着衣の約束というローマ法体系を崩していない。

後期注釈学者達は、教会法学説の批判にとりかかるのに、かなり困惑させられていた。オステイアンシスは、長く人々の記憶にとどめられた罵言で、着衣の約束の類型の非一貫性を示した。しかし、彼は、ローマ法学者のまつただ中で注釈を攻撃した、彼の師匠ジャック・バルダン (Jacques Baldwin) の論理を拡張させたにすぎなかつた。

最も切迫した仕事は、古典派学説にもたらされた裂け目を修繕することであった。オステイアンシスは、着衣の約束の数を減らすことを提案することによってその方法を考えた。我々は、これがフランスの弁証学派の偉大な仕事の一つかることを知っている。この学派は、二つの着衣の約束（物の供与が介在する

合致はほとんど存在していなかつた。幾度もローマ法学者達は裸の約束は、まだ存在するのかと自問したであらう。彼らは、横柄に、かような範疇において、要式の違背が承認されることを妨げていた全ての契約を拒絶していた。しかし、彼らの態度は変化した。

*

最も切迫した仕事は、古典派学説にもたらされた裂け目を修繕することであった。オステイアンシスは、着衣の約束の数を減らすことを提案することによってその方法を考えた。我々は、これがフランスの弁証学派の偉大な仕事の一つかることを知っている。この学派は、二つの着衣の約束（物の供与が介在する

(interventus rei) ～契約当事者を義務づける (coherentia contractus)) のみを承認するために、注釈と関係を断つこと

に躊躇するとはなかつた。より首尾一貫した学説に支えられて、わが国の学者達は、教会法学者かい、彼らを分離する全ての相違をその利点とともに強調する。更に彼らは原則として、教会法学者にかなり敵対していた。ジャック・ム・レヴィニイは、宣誓が教会法において債務の源としても、それは市民法においては、比較し得る効果をもたない。すなわち、放棄をも有効にすることさえ出来ないといつもいつな例は枚挙に暇がない。教皇法令集は固有の立場 (in foro suo) を保持すると、彼は、結論付けていた。更に、彼は訴訟行為において、教会学説の前では決して譲歩していない。

資料

少し後に、ある学者達は、「裸の約束から訴権は生ず (ex nudo pacto actio nascitur)」 ～ ～ 規則の真の領域について 気にかけていた。注釈は、まだ、数多くの裸の約束の例を明らかにしていたし、(スコラ派の) 神学者の一般的意見としては、次のような基準に従つて、いの変化を大きく一つに区別していた。すなわち、裸の約束が、答えが間に先立つ逆の問答契約であった場合と、裸の契約が、前述の範疇にとどまる任意的な合致であった場合である。要するに、それは要式に反する行為であり、当事者の気まぐれが余儀なくその効果をもたなくせれるような合意であった。後者の場合は、純粹に理論的であつたが、前者においては、裸の約束は市民法範疇から外れるもの

であった。

ギヨーム・ム・キュネオ (Guillaum de Cunéo) が廃止するのを提案したのは、あわざねまいの仮説——教会規範を担い得る唯一のもの——である。今日、もはや裸の約束は見いだせない。すなわち、同意が有効な先行コードの名において行なわれ、その同意が一連の金銭支払い義務 (constitut) の規則の適用によって有効となる場合もあれば、同意が如何なる先行コードにも依拠しておらず、従つて注釈の推定によると、その同意は贈与とみなされることになるよつた場合もある。我々はもはや裸の合意を気遣つてはいないとギヨームは結論付けている。いの意見は急速に広まった。アルベリキュス・ム・ロシアッセ (Albericus de Rosciate) も、やのりむか (今日何物も裸の約束を補つものはなし (non est hodie curandum de pacto nudo)) ～表現してい。教会法教義は全ての利点を失つた。

にもかかねらず、全てのローマ法学者が、いの極端な意見を共有したとはいえない。バルトルスは、まだ裸の約束が存在していることを認めてくる。かような状態が続いたことは、一五世紀前半において、ジャン・ム・マコ (Jean de Macon) の著作の中で、教会法のテーゼの危険性を強調する批判が見受けられるところで説明される。すなわち、なんらの要式も用いず、単なる意思の合致のみによって義務を負わざることになるならば、人が余りに簡単に約束するようになりはしまいか、また、

お互に約束した者同士に対し一般人が受け入れなかつたと
いうことを考えれば、余りにしばしば裏切られはしまいか、と
いうことを心配しなければならないのではないか。形式を要求
する市民法は賢明である。そのうえこの法は、多くを要求して
はない。形式は確定かつ慎重に考慮された意思の表象にすぎな
いのである。

しかし、この見解は余りに無制限であつた。一五世紀の後半
になってやつと教会法学者達は、教会教義を尊重しつつ、かつ
教会教義が冒してきた最も大きな危険を避けることができるよ
うになつた。

II 約束のコード

(P. 179)

ローマ法学者達の批判をやめさせるために、バルドゥスは、
ある教義を再生させるなどを考えついた。それは、彼自身の言
うところによれば、これまで気付かれずにきたイノセント四世
(pactum cum causa) 理論である。その説明は、我々には
未知のものではない。すなわち、我々はイルネリウス派のロー
マ法学者の文章でそれに出会つており、その説明が彼らにあつ
ては、無名契約、いわゆる一方当事者が譲与であれ、作為であ
れ、すでに履行された双務同意を対象としていることは知られ
ている。バルドゥスの考えは、ローマ法のレミニセンス（無意
識の借用）にすぎないのであろうか。バルドゥスは、自己の学

説を裏付けるために、コードが前示の意味で理解されているロー
マの多くのテクストを引用している。さらに、バルドゥスの後
繼者の教皇法令学者は、彼の理論にローマ法規範の残滓をみた
と思われる。

それでも、ある種のテクストは、より広い解釈を示唆してい
る。同意が、有効なコードの上に成り立つてゐる場合、全ての
同意が強制力をもつようになる余地があることを示し、裸の約
束と着衣の約束との区別を維持することは無用である。たとえ
ば、贈与する、もしくは和解・和合を確保するという意図で締
結された合致がそれにあたるであろう。要するに、完全な効果
を約定 (stipulation) に与える性質をもつ全てのカウザは、
単純約束を支持するものとなり得る。バルドゥスは、我々が
みたように、しばしば問答契約（約定）のコードを「最終的
(finalis)」と呼んだ。

しかし、見かけ上、非常に一般的なこの規範が、事実上何に
なるのか。それは真にローマ法学説にとって代わったのか。す
でにそれを示したように、ローマ法学者が、完全に (de plano)
有効にすることを拒んだ多くの合意が、その目的の理由から強
制力を承認されていることは確かである。（共有）分割の同意
も同様であり、たぶん戦争を終わらせる、もしくは秩序を復活
させるつもりの同意も同じである。ここでは、市民法上効力の
なくとも、教会法がコードを理由として強制力があると宣明し
ていた同意の列举にとどめる。

他の二たるよりの、バルヌウスは、ローマ法によつて要求われてゐる形式性を存続せしむる。保証 (cautionnement) や仲裁 (compromis) や和解 (transaction) 等の場合がそうである。保証や仲裁において、単純な問答契約であれ、違約金問答契約の方法であれ、それらの助けを借りねばならない。

和解に關して、わねは無名契約の範疇 (君が与えたから私が為す (facio ut des)) へと戻る。すなわち、作為とみなすことのやうな訴権 (droit litigieux) の責の放棄と推定される。しかし、ベルヌウスは、この作為の概念を、君が与えるために私が与える (do ut des) へつて、和解の解釈で注釈がしたよるゆゑ、と広く理解してゐる。それでも、単純同意の範囲にとどまる和解の約束は強制力がないことにかわりはない。しかしながら、どんなに優遇して、それが取り扱われるべきではなかつたでおひい。それは秩序を再編成する傾向にあり、かつその田代が正当化される契約の例ではなかつたのが。しかし、バルヌウスによつて提起された規範は搖るるものである。カウザンの「附葉に特に付された」の拡張は、予めの物の給付 (implementum rei) を回避するための口実であつてはならぬ。されば、彼は「無名契約は、先行給付がない場合、教会法による訴権を生じない (contractus innominati etiam de jure canonico non pariunt actionem nisi per implementum)」と付してゐる。このことせ、純粹な約束の状態のままである同様の契約を有効にすむといつて公平を欠

資料

べりとなるであつて、このいふせいかよくな行為において、田的因の意味でのコーズが存在しないところのではなく、そのようなコーズが——バルヌウスがそれを注記してゐる所——訴権を付与するカウサ (causa producens actionem) へと別られる」とある。

かようにして、ローマ法においてなわれた分類を廢止するとか、無用にすむとかとは程遠く、單に原因付けられた約束の新しい教義がそこに重ねられたにすぎない。その考え方には、この疑問も差し狭まなかつたため、バルヌウスは、次のようは書いてゐる。「教会法学者は衣を強ごぬるに呪ぶために衣につけ加えるのか (Unde tu canonista addis vestimentum quod appellatur vestimentum roboris)」。この説明は、全てのローマ法学者の批判を抑えた。なぜなら、それはもはや教会法が効果を与えてくる裸の合意ではなく、昔の契約と比較し、厳格に境界付けられた古代の契約のよくな着衣の合意である。法によつて受けられたコーズによって動機づけられたものではない単純合意は、常に効果を奪われた。そして、我々はローマ法とは絶対的に違つたこの特權あるコーズについては一つの例を知るにすぎない。すなわち、共有を終わらせる田的の合意と和解 (paix) の合意がそれである。

*
我々は教会法学者の努力をはかりしるゝがである。されば、当事者の明らかな表示よりも、眞の意思を優先せしむる傾向にあつ

ジョルジュ・シュヴリエ「債務におけるコーズの歴史に関する試論」(六)

たということが出来る。しかし、それはローマ法の形式主義の残滓を除去することに成功はしなかった。

まだ、一つだけ惜しまれることがある。それは、無名契約のローマ法の範疇とその全ての殘命によつて対立させられる予期せぬ抵抗であった。また教会法学者の最後の努力は、自然因といふイルネリウス派の考え方と裸の合意の有効性という絶対原則との妥協点を探すことであった。一四世紀にも一五世紀にも教会法はローマ法学者に打ち勝つところまでには到達しなかつた。それは、コーズがまた二つの意味をもつていたからである。すなわち、譲与もしくは作為という古い意味と、契約者によつて望まれた目的因 (but final) という新しい意味である。

一六世紀の初めに、フランス法において、これらの意味のもつとも古いものが少しずつ衰退していくのがみえるにすぎない。

(石堂)